

答申第 1199 号

諮問第 1860 号

件名：行政文書ファイル管理簿に登録された認知機能検査実施等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 8 月 8 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 21 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

令和 7 年 8 月 8 日、審査請求人が愛知県警察本部情報公開窓口に来庁し、多数の行政文書開示請求書を提出し、処分庁は、これを受け付けた。

イ 補正の求めの判断

審査請求人が提出した多数の行政文書開示請求書のうち、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）情報公開窓口備付けの令和 6 年 9 月版行政文書ファイル管理簿（以下「稲沢警察署ファイル管理簿」という。）に登載されたファイルに保存されている行政文書を求める旨の複数の請求について、処分庁はこれらの請求が網羅的な請求であり、請求対象文書の特定が不十分であったもの、及び大量の請求であり事務に支障を及ぼすおそれがあるものについては補正を求めた。

ただし、処分庁が管理していないことが明らかな対象文書については補正を求める必要がないことから不開示決定を行うこととした。

ウ 対象文書の調査

処分庁が調査したところ、令和 7 年 8 月 8 日付け開示請求のうち、「①令和 5 年 認知機能検査実施(認知機能検査予定名簿)」(以下「本件請求対象文書 1」という。)については、稲沢警察署ファイル管理簿に同名のファイルが登載されていなかったため、請求条件に合致する行政文書は作成又は取得していないものと認められた。

また、「②令和 5 年 認知機能検査実施(予定名簿)」(以下「本件請求対象文書 2」という。)については、稲沢警察署ファイル管理簿に同名のファイルが登載されていたものの、当該ファイルは令和 6 年 12 月 31 日が保存期間満了時期とされており、請求日時点では廃棄されていることが判明した。

エ 本件処分

前記ウのとおり、本件請求対象文書 1 については請求条件に合致する行政文書が作成又は取得されておらず、本件請求対象文書 2 については対象となる行政文書が廃棄されていることから、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件請求対象文書以外の請求内容は、別に決定している。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、行政文書ファイル管理簿に登録されているので、文書が存在する旨主張している。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、本件請求対象文書は、作成若しくは取得していない又は廃棄済みであるため、審査請求人の主張は事実と異なる。

したがって、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が作成又は取得した文書のうち、「令和 5 年認知機能検査実施(認知機能検査予定名簿)」及び「令和 5 年認知機能検査実施(予定名簿)」という名称の行政文書ファイルに保存している行政文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件請求対象文書 1 について

処分庁によれば、本件請求対象文書 1 については、稲沢警察署ファイル管理簿に同名のファイルが登載されていないとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署ファイル管理簿を確認したところ、処分庁の主張するとおり、「令和５年認知機能検査実施（認知機能検査予定名簿）」という名称の行政文書ファイルは登録されていないことが認められた。

以上のことを踏まえ、当審査会において検討したところ、本件請求対象文書１を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 本件請求対象文書２について

処分庁によれば、本件請求対象文書２については、稲沢警察署ファイル管理簿に同名のファイルが登録されていたものの、当該ファイルは令和６年１２月３１日が保存期間の満了時期であり、請求日時点では廃棄されていたとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署ファイル管理簿を確認したところ、処分庁の主張するとおり、「令和５年 認知機能検査実施（予定名簿）」という名称の行政文書ファイルの保存期間満了時期は令和６年１２月３１日とされていることが認められた。また、処分庁から提出された当該ファイルに係る廃棄予定表についての決裁文書を確認したところ、決裁日は令和７年２月４日とされており、廃棄の意思決定が行われていることが認められた。さらに、当審査会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、これらのファイルは決裁後、請求日までには廃棄したとのことである。

以上のことを踏まえ、当審査会において検討したところ、本件請求対象文書２は廃棄済みであるとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成若しくは取得していない又は廃棄済みであるとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿に登録された

- ①令和５年 認知機能検査実施（認知機能検査予定名簿）
- ②令和５年 認知機能検査実施（予定名簿）
（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 1 . 1 8	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 5 . 2 0 (第 727 回審査会)	審議
8 . 6 . 1 8 (第 730 回審査会)	審議
8 . 7 . 2 8	答申